

役員の給与及び退職手当の支給基準（令和7年4月1日現在）

1 給 与

(1) 常勤役員

給与の種類	支給基準等
本俸（月額）	会 長 1,084,000円 理 事 852,000円
地域手当	本俸月額×0.2
通勤手当	国家公務員の例に準じて支給
特別手当（年額）	（本俸月額＋地域手当月額）×4.31 なお、上式で計算される金額の50%については、非常勤役員で構成する業績評価委員会の評価により、その±50%の範囲で増減がある。

(2) 非常勤役員

給与の種類	支給基準等
非常勤役員手当 （月額）	副会長 90,000円 監 事 90,000円 理 事 50,000円

注．地域手当、通勤手当及び特別手当は支給しない。

2 退職手当（常勤役員）

退職日における本俸月額×在職期間（月数）×0.28